

4. 住宅・建築物の安全・安心

【住まいまちづくり課】【建築安全推進課】

(1) 住生活ビジョンの推進

【住まいまちづくり課】

奈良県住生活ビジョン

検索

● 住み続けられるまちをつくる

高齢化の状況など、各地域にあわせたまちづくりを市町村と連携しながら行い、住み続けられるまちをつくるための施策を推進します。

- ①市町村と連携したまちづくり
- ②空き家を活かしたまちづくり

● 住まいを必要とする人を支える

民間賃貸住宅等を活用した居住支援に向けた連携を進めるとともに、公営住宅を核としたまちづくりを推進します。

- ①円滑な住まいの確保
- ②公営住宅ストックの活用推進

老朽化が進む県営住宅において、市町村のまちづくり方針や県営住宅ニーズ、入居者の生活実態等を踏まえて、今後の建替計画等の検討を進めます。建替にあたっては、市町村とのまちづくり包括協定に基づき、県営住宅の集約・更新と併せて、地域に必要なサービス施設を整備するなど「まちのリニューアル」に資するプロジェクトを推進します。

● 良質な住まいづくりを進める

人口減少社会の到来の一方で、多様なニーズに対応した住宅の質の向上を図ります。



▲桜井県営住宅 第1期建築工事 完成写真



▲桜井県営住宅を活用したまちづくりプロジェクト(整備イメージ)

(2) 住宅・建築物の耐震化

【建築安全推進課】

奈良県耐震改修促進計画

検索

地震災害発生時の被害軽減を図るとともに住民の住まいへの安心感を保つためには、地域の住宅や建築物の地震防災力を高めることが不可欠です。

県では、「奈良県耐震改修促進計画」(令和3年3月改定)に基づき、住民の意識啓発や耐震診断・改修を促進しています。

● 住宅・建築物耐震化促進事業

地震による住宅・建築物の被害を軽減するため、耐震診断・改修の助成を行う市町村に対し、補助を行います。

● 県有建築物の耐震対策

「県有建築物の耐震改修プログラム」(令和3年4月改定)に基づき、計画的に耐震対策を実施します。

● 耐震に関する啓発及び知識普及活動

県、市町村及び建築関係団体等が連携し、セミナー・講習会等を開催、また耐震診断・耐震改修に関する情報提供を行う等、住宅・建築物の耐震化を推進します。



▲県立高校の耐震補強例



▲耐震改修事業者向け講習会の様子

(3) 建築物のバリアフリー化の推進

【建築安全推進課】

日常生活に密接した身近な建築物をバリアフリー化することは、障害者・高齢者等が自らの意思で自由に行動し、安全で快適に生活できる地域社会を実現する上で重要であり、特に公共的施設のバリアフリー化を推進することが必要です。

県では、「奈良県住みよい福祉のまちづくり条例」に基づく届出の機会に、身近な建築物が整備基準に適合することでバリアフリー化を推進しています。

また、同条例では整備基準に適合する建築物については、設置者が任意に適合証の交付を請求できることとなっており、適合証を交付することで、より一層の意識の向上を推進します。



5. 土砂災害に対する安全・安心

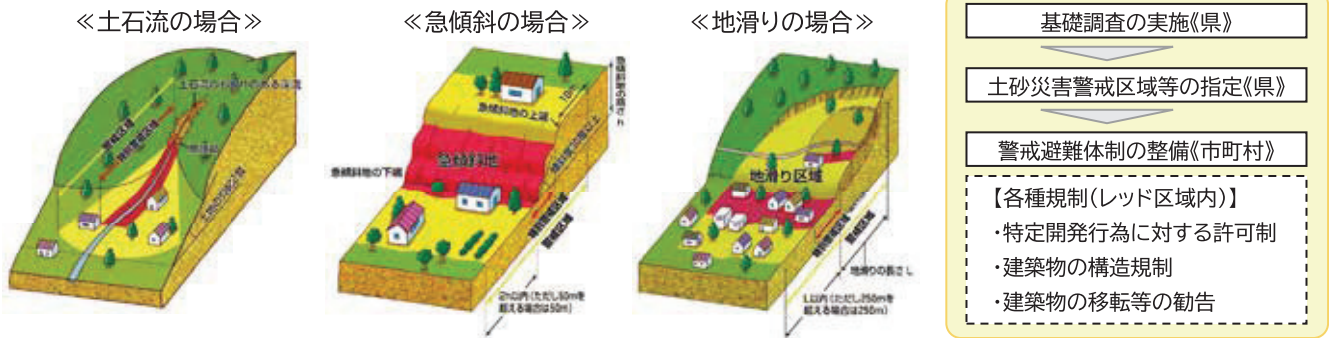
【砂防・災害対策課】

(1) 警戒避難体制の整備（土砂災害警戒区域等の調査・区域指定）

土砂災害から安全に避難できるよう、土砂災害警戒区域等の区域指定や情報伝達体制の整備などのソフト施策に優先的に取り組みます。

土砂災害警戒区域(イエロー区域)については、平成27年5月末に区域指定が完了、土砂災害特別警戒区域(レッド区域)については、令和2年3月末に区域指定が完了しました。

【区域指定の状況】 イエロー区域数 10,810区域、うちレッド区域数 9,832区域(令和2年3月末時点)



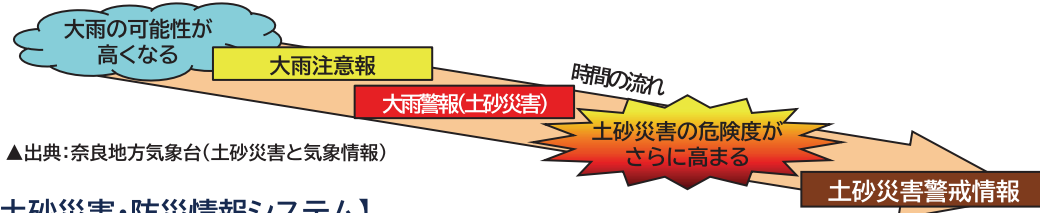
<p>土砂災害警戒区域では 土砂災害のおそれがある区域</p> <p>警戒避難体制の整備 土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように地域防災計画に定められ、警戒避難体制の整備が図られます。</p>	<p>土砂災害特別警戒区域では 土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>○</p> <p>特定開発行為に対する許可制 住宅地分譲や災害時要援護者関連施設の建築のための行為は、基準に従ったものに限って許可されます。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>×</p> <p>建築物の構造規制 居室を有する建築物は、建築基準法に定められた、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であるかどうか建築確認がされます。</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>建築物の移転等の勧告 著しい損壊が生じるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。移転等については、住宅金融支援機構の融資等の支援を受けられます。</p> </div> </div>
--	--

(2) 土砂災害情報の提供

奈良県土砂災害・防災情報システム 検索

大雨警報(土砂災害)が発表されている状況で、土砂災害発生の危険度がさらに高まったときに、市町村長の避難指示等の判断を支援、また、住民の自主避難の参考となるよう、奈良地方気象台と奈良県が共同で「土砂災害警戒情報」を発表しています。

【土砂災害警戒情報と大雨警報・注意報の関係】



【奈良県土砂災害・防災情報システム】

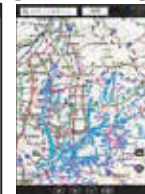
リアルタイムで土砂災害発生の危険度等を提供しています。パソコンやスマートフォンからさまざまな防災情報が確認可能です。また、メール配信サービスに登録することで情報を確認できます。

- ①大雨に関する気象情報の発表状況
- ②県内の雨量状況
- ③県内の土砂災害危険度情報
- ④土砂災害警戒区域等及び砂防指定地等の指定状況

【パソコン】



【スマートフォン】



▲Webイメージ

▲配信メールイメージ

(3) 奈良県土砂災害対策施設整備計画（令和元年10月策定）

● 整備計画の基本的な考え方

- ① 「選択と集中」により、レッド区域内に存在する真に必要な箇所・範囲において対策

【主な整備方針】

- ・レッド区域内にあり地域防災計画と連携した代替の困難な施設
- ・老朽化施設等の保全

- ② 客観的な情報に基づいて「見える化」
- ③ 継続的なマネジメント(PDCAサイクルの活用)

● 整備箇所

- ① レッド区域内の24時間利用の要配慮者利用施設は、利用者の安全な避難が困難で、施設の移転ができないため優先的に実施します。
- ② レッド区域内の避難所は、安全な避難場所への移転を前提とし、避難所の移転が困難な場合は、土石流による被害が想定される箇所の安全確保を優先に順次事業化を進め対策を実施します。
- ③ 緊急輸送道路でもあるアンカールート
の保全を道路整備と併せて砂防事業等
で対応します。
- ④ 老朽化により損傷の著しい施設を対象
として、老朽化対策等を実施します。
- ⑤ 崩落やその兆候が見られるなど、土砂
災害の危険が切迫している箇所の土砂
災害対策を実施します。

【土石流対策】



▲避難所を保全する砂防施設
(菅爾村掛)

【急傾斜地対策】



▲避難所を保全する急傾斜施設
(御杖村桃俣)

【老朽化対策】



対策前



対策後

▲損傷の著しい施設の老朽化対策
(葛城市兵家)

コラム 地域での防災に関する取組

●小中学校での土砂災害防止に関する出前講座

各小中学校からのご希望に応じて、出前講座を実施しています。砂防ダムや土砂災害警戒区域の現地見学、オンライン配信型講座も行っています。



●土砂災害地域防災マップづくりワークショップ

自主防災組織や地域の集会などでマップを作成しながら、危険と感じる場所の情報交換をしたり、避難場所、ルートについて確認します。



●土砂災害パネル展の実施

県内イオンモールや図書館等で『土砂災害パネル展』を実施し、土砂災害のメカニズム、奈良県の取組み等を紹介しています。



6. 流域下水道の取組

【下水道課】

(1) 汚水処理の考え方

奈良県汚水処理構想

検索

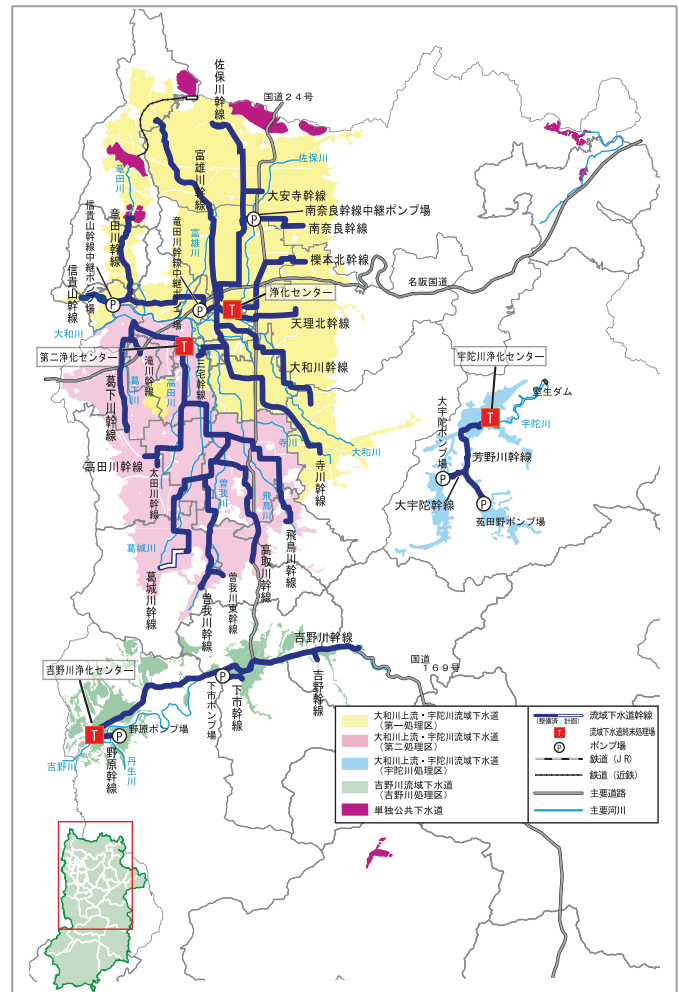
● 奈良県汚水処理構想（平成28年6月改定）

県全域の効率的かつ効果的な汚水処理を図るため、「奈良県汚水処理構想」により、汚水処理施設の有する特性、水質保全効果、経済性及び汚水処理の実情を考慮し、最適な整備手法（汚水処理施設の種類、処理方法のエリア）を決定しています。

▼ 主な汚水処理施設の種類

流域下水道	2市町村以上の区域の下水道を処理する施設（県）
公共下水道	主として市街地における下水道を処理する施設（市町村）
農業集落排水	農業振興地域内の汚水処理を行う施設（市町村）
コミュニティ・プラント	団地等の生活排水を処理する施設（市町村）
合併処理浄化槽	各戸ごとに処理を行う設備（個人、市町村）

※()内は事業主体



▲奈良県の下水道事業の概要

● 流域別下水道整備総合計画（流総計画）

河川、湖沼等の公共用水域の水質環境基準を達成維持するために、流域別下水道整備総合計画に基づき、下水道整備に取り組んでいます。

県では、大和川上流域（第一処理区、第二処理区）、宇陀川流域（宇陀川処理区）、吉野川流域、計4つの流域下水道施設について流総計画を策定しています。

(2) 下水道施設の長寿命化 ～ストックマネジメント計画～

県が管理する管渠、ポンプ場、処理場施設をストックマネジメント計画（令和2年3月策定）に位置付け、点検・診断・措置・記録といったメンテナンスサイクルを回し、計画的に改築を進める「予防保全」型維持管理により計画的に改築を進めています。



▲対策前



▲老朽化した汚水管の長寿命化

劣化が進んだ下水道管を更生工法にて長寿命化を図ります



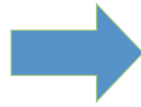
▲対策後

(3) 下水道施設の耐震化

古い設計基準で建設された下水道施設が、大規模な地震発生時にも汚水処理機能を確保できるよう耐震補強を実施します。優先度の高い施設から順に耐震化を進めています。



▲対策前



可とう継手

下水道処理場の耐震補強工事

▲対策後

可とう継手により、地震による地盤の変動や変位に柔軟に追随します

(4) 下水道の経営

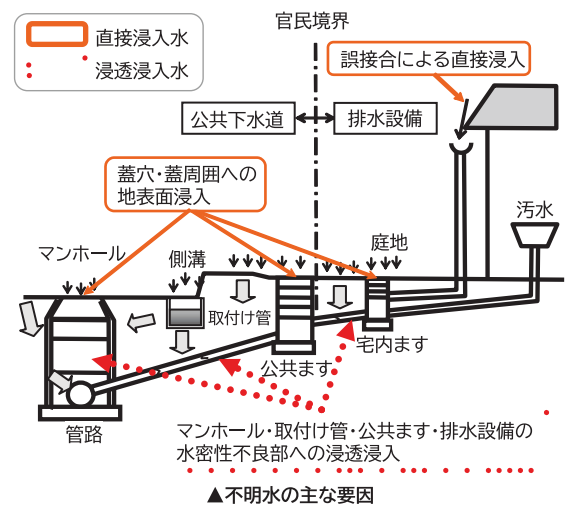
● 市町村に対する支援事業(流域下水道負荷軽減等推進事業)

○ 下水道接続向上のための取組

下水道供用開始区域において、浄化槽またはくみ取り便所を利用している住民に対し、早期に下水道への接続を促すため、市町村が実施する接続推進員による戸別訪問を支援しています。

○ 不明水対策の調査

不明水対策を放置した場合、マンホールからの溢水、揚水・処理機能の停止、未処理放流の発生、維持管理費の高騰などの悪影響が懸念されることから、市町村が実施する実態調査を支援しています。



● 公営企業会計の導入

下水道の機能やサービスを将来にわたって安定的に提供していくため、令和2年4月から、自らの経営や資産等を正確に把握できる公営企業会計を導入しました。

公営企業会計の導入による効果として、従来の官庁会計方式と比べて、貸借対照表や損益計算書等の財務諸表の作成を通じて自らの経営・資産等を正確に把握できること、また、他団体との資産状況、経営状況の比較や、経営判断に基づく利益処分の実施により、中長期的な視点に立った事業経営に繋がることなどが期待されます。

コラム 下水道の日 (9月10日)

「下水道の日」は、下水道の普及率を高めることを目指し、1961年(昭和36年)に、国、地方公共団体、関係機関等が連携して始めました。

県では、「下水道の日」に合わせて毎年、新聞への啓発広告等を行っています。

▲新聞広告